

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県産業振興機構

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	新事業創出支援事業	県内企業に対する新たなビジネスモデルの実現に向けた伴走支援の業務委託	19,459,647	第167条の2第1項第2号	<p>本事業では、環境の変化に対応するため、企業の新たなビジネスモデルの実現に向けた取組を支援し、将来の宮崎県経済を担う強靱な企業への成長を図る目的があることから、次のような業務遂行能力等が求められる。</p> <p>(1) 複数企業の多様なニーズへの対応 (支援ノウハウが豊富であるとともに、情報収集能力があり、柔軟な支援が可能であること)</p> <p>(2) 企業が抱える様々な課題の深掘り (これまでの多くの企業支援の経験を活かし、表面的・短期的(目先の)課題解決ではなく、根底にある課題にフォーカスする目利きができる支援人材の配置が可能であること)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)に対する効果的なアプローチの実施 (金融機関や商工団体、大学など様々な支援機関や学術・研究機関等との広いネットワークを有し、効果的に活用できること)</p> <p>上記を全て満たし、本業務を適切に遂行できるのは、「中核的支援機関」の認定や「中小企業支援センター」の指定を受け(県内中小企業支援の中核的役割を担い)、これまで国・県からの委託業務を実施した経験や企業支援ノウハウの蓄積があり、また、産学官13機関で構成する宮崎県企業成長促進プラットフォームの事務局を務め、県内支援機関とのコネクションがありスムーズな連携が可能な公益財団法人宮崎県産業振興機構のみである。</p>	商工観光労働部 企業振興課
2	技術開発支援コーディネート事業業務委託	県内企業の研究開発等をサポートする技術開発コーディネーターの設置	4,774,146	第167条の2第1項第2号	<p>当業務は、新技術開発や技術の活用等により新たな事業を創出しようとする県内企業に対して、技術シーズを有する研究機関・企業等とのマッチングや研究開発事業の進捗管理、国等の競争的研究開発資金の獲得支援など、技術開発の各段階に応じた支援を伴走型で実施するものである。</p> <p>そのため、受託者には、①技術開発に関する知見と、研究開発事業の進捗管理等を遂行する能力を有するとともに、競争的研究開発資金等の情報収集力があり、②技術開発ニーズ又は技術シーズをもつ県内の事業者及び関係機関の情報を有し、連携がとれることなどが求められる。</p> <p>上記を全て満たし、本事業を適正かつ効果的に実施できる相手方は、①国等の共同研究プロジェクトの組立・管理運営の実績が豊富であり、技術開発に関する知見が深く、②県内唯一の中小企業支援センター(中小企業支援法第7条)として、県内企業の状況を熟知するとともに、技術シーズをもつ大学・公設試等研究機関とのマッチング実績も多く、関係機関との連携も図ることができる(公財)宮崎県産業振興機構以外にはない。</p>	商工観光労働部 企業振興課
3	東九州メディカルバレー構想拠点強化事業メディカルバレー推進コーディネーター等配置事業委託	地場企業の医療機器産業への新規参入や取引拡大を図るため、メディカルバレー推進コーディネーター等を配置する業務の委託	5,147,845	第167条の2第1項第2号	<p>本事業の委託先の条件としては、県内企業の状況を熟知していること、医療機器産業への知見が深く、県内での医療機器の研究開発支援が可能な人材、県外での医療機器販路開拓支援が可能な人材及び薬機法などの法に基づく薬事申請に精通した人材を配置し、かつ東九州メディカルバレー構想の取組である医療機器産業の集積に向けた支援を県と一体となって推進できる必要がある。</p> <p>公益財団法人宮崎県産業振興機構は、中小企業支援法第7条で指定された中小企業支援センターに位置づけられ県内企業の状況を熟知しているとともに、県内外の医療機器産業を含むものづくり企業とのネットワークを有し、医療機器産業を熟知した人材等を配置することができる。</p> <p>また、東九州メディカルバレー構想宮崎県推進会議の構成員として構想策定当初から県と一体となって構想の取組を進めており、本業務を受託するための全ての条件を満たす唯一の団体である。</p>	商工観光労働部 企業振興課 食品・メディカル産業推進室

4	中山間地域産業振興センター運営事業業務委託	中山間地域の産業振興に資する商品開発、販路開拓、相談対応等に係る業務委託	8,418,379	第167条の2第1項第2号	<p>本事業は、中山間地域における新たな産業振興等を図る目的で、常駐コーディネーターを配置し、地域経済を担う物産販売所における商品の開発及び改良、販路拡大に向けた取組の支援のほか、コミュニティビジネスについての支援を行うものである。</p> <p>産業振興に関する専門的知見、ノウハウを有するとともに、ワンストップで対応し、迅速かつ、効果的な支援が必要であるが、公益財団法人宮崎県産業振興機構のほかに適切に実施できる団体がいないため、随意契約を締結している。</p>	総合政策部 中山間・地域政策課
5	フードビジネス推進基盤強化事業業務委託	「みやざきフードビジネス相談ステーション」の運営等	49,295,248	第167条の2第1項第2号	<p>平成25年11月に、「みやざきフードビジネス相談ステーション（以下「ステーション」という。）」を設置し、各分野の専門家が関係機関と連携しながら、新商品開発や販路拡大等の支援を行っており、その結果、支援企業において売上高や雇用者数が増加するなど、フードビジネスの振興を図る上で重要な役割を果たしている。</p> <p>ステーションの運営に当たっては、相談内容に応じて専門家を配置できること、関係支援機関と緊密な連携がとれること及びこれまでの相談実績を踏まえた効果的な事業者支援ができることなどが必要不可欠であり、公益財団法人宮崎県産業振興機構は、県全域を網羅でき、各支援機関との連携が可能であるとともに、事業者からの各種相談対応やコーディネート等のノウハウを有しているなど、ステーションを運営する上で必要となる要件を具備している。</p> <p>また、これまでも本委託業務を適切に実施しており、本業務を完遂できる団体は同機構以外にないことから、同機構と随意契約を行うこととしたものである。</p>	総合政策部 産業政策課
6	地域食資源高付加価値化推進事業（農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業）に係る業務の委託	農山漁村発イノベーション都道府県サポート事業に係る①農山漁村発イノベーション等の取組に関する相談対応、②地域支援検証委員会の開催、③地域プランナーの選定・審査及び活動の評価、④プランナー派遣による支援対象事業者への経営支援、⑤同実施要領に規定する各種報告業務	5,126,000	第167条の2第1項第2号	<p>公益財団法人宮崎県産業振興機構は、県内中小企業における経営基盤強化、技術の高度化経営の革新、技術の高度化及び新事業の創出並びに関係組織・機関との連携の推進等に資する事業を行い、県・国・各商工団体等の幅広いネットワークをもとに蓄積された支援ノウハウを有する専門家を配置することで、本県産業の振興を図り地域社会の活性化に取り組んでいる。</p> <p>平成25年にはみやざきフードビジネス相談ステーションを、平成26年には宮崎県内唯一の専門機関として農工商連携や6次産業化など地域に新たな付加価値を生み出す取組を支援してきた。</p> <p>また、当事業の核となる新たな付加価値を生み出す農山漁村発イノベーションに取り組む事業者へのサポート活動において、デジタル技術の活用等相談内容に応じた地域プランナーの派遣から各普及センターや市町村等の担当者と連携したフォローアップまできめ細かく実施できる業務知識と体制を備えている。</p> <p>以上のように本県において、当事業に関する専門知識や関係機関等のネットワークを持ち、当該役務の提供を行える者が他に存在しないため、公益財団法人宮崎県産業振興機構へ委託する。</p>	農政水産部 農業流通ブランド課
7	みやざきローカルフードプロジェクト（LFP）強化事業（地域食品産業連携プロジェクト推進事業）に係る業務の委託	地域食品産業連携プロジェクト推進事業にかかる①プラットフォーム形成、②情報発信、③研修会の開催、④戦略会議の開催⑤新たなビジネスの支援、⑥同交付要綱等要綱に規定する各種報告等業務	4,800,000	第167条の2第1項第2号	<p>公益財団法人宮崎県産業振興機構は、県内事業者の経営基盤強化、経営の革新、技術の高度化及び新技術の創出並びに関係組織・機関との連携を推進してきた。</p> <p>また、平成25年には、みやざきフードビジネス相談ステーションを設置するなど、食品関連事業者の相談対応及び課題解決に取り組んでいる。</p> <p>さらに令和4年度から、当ステーションに公益財団法人宮崎県農業振興公社の6次産業化サポートセンターの機能を移行するなど、食と農の事業者に対するきめ細かなサポート体制を整えている。</p> <p>以上のように、本県において、農業に関する専門性かつ6次産業化や農工商連携に対する専門知識やノウハウ、そして農林漁業者や関係機関、有識者等とのネットワークを持ち、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため随意契約とする。</p>	農政水産部 農業流通ブランド課

8	みやざき版地域経済循環モデル構築事業に関する業務委託	みやざき版地域経済循環モデル構築にかかる①参画事業者の取組支援②研修会の開催③戦略会議の開催④地域食資源を活用した商品・サービス開発への助言指導⑤地域のフードビジネス支援	3,300,000	第167条の2第1項第2号	<p>公益財団法人宮崎県産業振興機構は、県内事業者の経営基盤強化、経営の革新、技術の高度化及び新技術の創出並びに関係組織・機関との連携を推進してきた。</p> <p>また、平成25年には、みやざきフードビジネス相談ステーションを設置するなど、食品関連事業者の相談対応及び課題解決に取り組んでいる。</p> <p>さらに令和4年度からは、当ステーションに公益社団法人宮崎県農業振興公社の6次産業化サポートセンターの機能を移行するなど、食と農の事業者に対するきめ細かなサポート体制を整えている。</p> <p>以上のように、本県において、農業に関する専門性かつ6次産業化や農商工連携に対する専門知識やノウハウ、そして農林漁業者や関係機関、有識者等とのネットワークを持ち、当該契約に係る役務の提供を行える者が他に存在しないため随意契約とする。</p>	農政水産部 農業流通ブランド課
---	----------------------------	---	-----------	---------------	--	--------------------